



## 【その他】

### 【食費（1日あたり）】

### 【光熱水費（1ヶ月あたり）】・【日用品費（1ヶ月あたり）】・【家賃（1ヶ月あたり）】

運営規程等に定めている場合は規定する金額、定めがない場合は平均的な金額を入力してください。  
 （定めがない場合の計算例）食費（1日あたり）＝会計期間内の食費合計÷年間延べ利用者数

## 3. 加算等の状況

会計期間内に算定した実績があるもの全てに「1」を入力してください。プルダウンによる入力も可能です。

## 4. 従事者の状況

**10月1日時点の状況**を入力してください。会計期間内に10月1日が無い場合は、期末の人数を用いてください。

**複数施設（事業）で勤務**している、または同一施設（事業）で**複数の職種を兼任**している職員がいる場合は、従事者の重複が生じないよう、勤務時間や人件費等を用いて按分します（詳細は別欄の「従事者の按分について」をご覧ください）。

### 【医師】

嘱託医は含めません。

### 【宿直】

宿直業務にのみ従事している職員の数を入力してください。

### 【調理員】

給食業務を委託している場合（調理員が委託業者の従事者）は空欄にしてください。（赤枠⑤）

## 5. 委託の状況

業務委託を利用しているもの全てに「1」を入力してください。委託を利用していない場合は**【その他・委託なし】**を選択してください。

### 【給食業務（全面委託）】・【給食業務（一部委託）】

献立作成や食材の仕入れ等、給食業務の全てを委託している場合は**【給食業務（全面委託）】**を選択してください。調理員が委託業者の従事者の場合は、**4. 従事者の状況の【調理員】**が空欄となっていることを確認してください。（赤枠⑤）

### 【労務管理】

給与計算、勤怠管理、就業規則の作成等の業務を委託している場合が該当します。

### 【会計・請求】

決算業務、介護給付費等の請求等の業務を委託している場合が該当します。

## 【その他】

障害福祉サービス費以外の費用負担	食費(1日あたり)	1,200円	光熱水費(1ヶ月あたり)	1,000円	※運営規程等で定められていない場合は平均的な金額を入力してください。
	日用品費(1ヶ月あたり)	2,000円	家賃(1ヶ月あたり)	12,000円	

## 3. 加算等の状況

加算の算定状況について伺います。会計期間内に算定した実績があるもの全てに「1」を入力してください（プルダウンによる入力も可能）。

夜勤職員配置体制加算	重度障害者支援加算(Ⅰ)	重度障害者支援加算(Ⅱ)(体制を整えた場合)	重度障害者支援加算(Ⅲ)(夜間支援を行った場合)	夜間看護体制加算	
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	地域移行加算	入所時特別支援加算	入院・外泊時加算(Ⅰ)	1	入院・外泊時加算(Ⅱ)
入院時支援特別加算	体験宿泊支援加算	地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ)	地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ)		栄養マネジメント加算
経口移行加算	経口維持加算(Ⅰ)	経口維持加算(Ⅱ)	口腔衛生管理体制加算		口腔衛生管理加算
療養食加算	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	福祉・介護職員処遇改善特別加算		福祉・介護職員等特定処遇改善加算		

## 4. 従事者の状況

従事者の状況について伺います。会計期間内の10月1日時点の状況を入力してください（小数点第一位まで）。派遣職員等の常勤換算には業務委託による従事者を含みます。

主な職種の内訳	常勤職員(a)	非常勤職員の常勤換算(b)	派遣職員等の常勤換算(c)	合計(a)+(b)+(c)	主な職種の内訳	常勤職員(a)	非常勤職員の常勤換算(b)	派遣職員等の常勤換算(c)	合計(a)+(b)+(c)
管理者	0.5			0.5	理学療法士				0.0
サービス管理責任者	0.5			0.5	作業療法士				0.0
医師(嘱託医は除く)				0.0	相談支援専門員				0.0
看護師等	1.0	2.5		3.5	訪問支援員				0.0
生活支援員	9.7	1.8		11.5	宿直				0.0
職業指導員				0.0	栄養士				0.0
就労支援員				0.0	調理員				0.0
機能訓練指導員				0.0	その他		1.7		1.7
					合計	11.7	6.0	0.0	17.7

## 5. 委託の状況

委託の状況について伺います。該当するもの全てに「1」を入力してください（プルダウンによる入力も可能）。

給食業務(全面委託)	1	給食業務(一部委託)		清掃		洗濯		送迎		宿直		労務管理		会計・請求		その他・委託なし	
------------	---	------------	--	----	--	----	--	----	--	----	--	------	--	-------	--	----------	--

注)「労務管理」は、給与計算、勤怠管理、就業規則の作成等の業務を委託している場合、「会計・請求」は決算業務、介護給付費の請求等の業務を委託している場合が該当します。

## 従事者の按分について

1週間あたりの総勤務時間を分母とし、各施設の総勤務時間を分子として勤務時間の按分を行います。

例：Aさん（1週間あたりの総勤務時間40時間）が、①特別養護老人ホーム（28時間）、②認知症高齢者グループホーム（8時間）、③通所介護（4時間）の【施設長】（管理者）を兼務していた場合。

⇒特別養護老人ホームの28時間÷1週間あたりの総労働時間40時間=0.7から、特別養護老人ホームの【施設長】は0.7になります。